

(案)

カラー複合機賃貸借及び保守業務契約書 (長期継続契約)

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕 (以下『甲』という。) と
(以下『乙』という。) とは、カラー複合機 (以下『複合機』という。) 賃貸借及び複写料金について以下の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲に複合機を賃貸し、機器を常事正常な状態で稼働し得るよう保守し、甲の使用に供することを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約対象物件及び設置場所)

第3条 複合機の契約対象物件及び設置場所は別表1のとおりとする。

(賃貸借料)

第4条 甲が乙に支払う賃貸借料は別表2のとおりとする。

(引渡し及び検査)

第5条 甲は賃借物品の引渡しを受けるときは、乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引き渡しを受けるものとする。

2 乙は、前項の規定による検査の結果、不合格となった賃借物品について、甲の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査に要する費用は乙の負担とする。

(複写料金及び保守料金)

第6条 甲が、乙に支払う複写料金は、別表3の複写料金表により、計算した額とする。ただし、保守料金は複写料金に含めるものとする。また、複写枚数は総複写枚数からテスト複写枚数及び不良複写枚数(白黒・カラー1%)を差し引いたものとし、計算期間は、毎月1日から月末とする。

(賃貸借料金及び複写料金の請求)

第7条 乙は、毎月末に甲の係員の確認を受けて賃貸借料金及び複写料金を

算出し、その総額に 100 分の 10 を乗じて得た消費税相当額を上乗せした金額を、甲に適法な請求書をもって請求するものとする。この場合、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、消費税に変動のある場合はその率とする。

(賃貸借料金及び複写料金の支払い)

第 8 条 甲は、乙から前条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に当該請求額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責に帰すべき理由により、賃貸借料金及び複写料金の支払いを遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に定める割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(特約事項)

第 9 条 この契約は、那覇港管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 29 年条例第 2 号）に基づく長期継続契約であり、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を一部又は全部を解除することができる。

(複合機の保守)

第 10 条 乙は複合機を甲が正常な状態で使用できるように、社員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は速やかに社員を派遣して修理し、正常な状態に回復させなければならない。

3 修理に要する費用及び取付工事に要するいっさいの費用は、乙の負担とする。

(消耗品の供給)

第 11 条 複合機に必要な部品(ドラム等)は、乙の点検又は甲の通知に基づき、コピー品質維持のために乙が必要と認めたとき、乙はこれを取り替えるものとする。

2 前項に掲げる消耗品以外の消耗品(トナー・ステープラ針)については、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって乙が予備手持量の不足を知ったとき、乙は当該消耗品を甲に供給するものとする。

(設置場所の変更)

第 12 条 甲は第 3 条による所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知

するものとする。この場合、複合機の移動は乙が行い、移動に要した費用も乙の負担とする。

(保険)

第 13 条 乙は、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その損害賠償を甲に請求することが出来る。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、複合機の管理及び保守の実施の際に知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 16 条 この契約は、那覇港管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 29 年那覇港管理組合条例第 2 号)第 2 条の長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性直についても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続する困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

(危険負担)

第 17 条 甲は、賃借物品がその責に帰することができない事由により滅失又は毀損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができる。

(契約不適合責任)

第 18 条 乙は、使用開始日以降、機器が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、特別の定めがない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(複合機及び消耗品の返還)

第 19 条 第 2 条、第 15 条及び第 16 条によりこの契約が終了し、又は解除された場合、甲は複合機及び消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。
なお、撤去作業に要した費用は乙の負担とする。

(反社会的勢力の排除)

第 20 条 甲、乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(管轄裁判所)

第 21 条 前条の協議によってもなお本契約の履行につき紛争が解決できず、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月 日

甲 那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合
管理者 玉城 康裕

乙

別表1 契約対象機械及び設置場所

契約対象複合機

機種・型式	機械番号	付属品	設置場所
			那覇港管理組合 総務部総務課
			那覇港管理組合 総務部管理課
			那覇港管理組合 企画建設部計画建設課

別表2 賃貸借料金表

賃貸借料金（月額）	円／月額
-----------	------

別表3 複写料金表(月額)

枚数	モノクロ単価
① 20,000枚まで	円
② 20,001枚から40,000枚まで	円
③ 40,001枚以上	円
枚数	カラー単価
① 10,000枚まで	円
② 10,001枚から18,000枚まで	円
③ 18,001枚以上	円